

暫定的な経費率適用に係る代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、当年度の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）の規定により計算する加工費率、一般管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいう。以下同じ。）が設定されるまでの間に適用する経費率を適用し、予定価格を算定した契約の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（代金確定における適用経費率）

第1条 当年度の経費率が設定されるまでの間に適用する経費率（以下、「暫定的な経費率」という。）を適用して本契約の予定価格を算定した場合、甲が契約締結後に別に定める代金の確定に必要な経費率を適用して、乙に支払われる代金を確定するものとする。

（代金確定における計算方法）

第2条 本契約の予定価格の算定に適用した暫定的な経費率を契約締結年度以内に、代金の確定に必要な経費率に置き換え、必要な調整を加えて、確定計算価格を計算し、甲乙協議して確定するものとする。

2 前項において、事業基準や組織の変更等により、甲が代金の確定に必要な経費率を算定できない場合は、契約締結年度以内に、甲が事業基準や組織の変更等を踏まえて設定した経費率をもって確定計算価格を計算し、甲乙協議して確定するものとする。

（代金の確定）

第3条 前条において、計算された確定計算価格の金額が、契約金額に達しない場合は、その差額相当分を契約金額から減額した金額をもって、これに等しい場合は契約金額をもって、これを超える場合は、その差額相当分を契約金額から増額した金額をもって、乙に支払われる代金として確定する。ただし、契約金額を増額する場合は、甲の予算措置が講じられる範囲内で行うものとする。

2 前項の規定による代金の確定は、甲が代金の確定に必要な経費率を定めた後速やかに行うこととする。

3 第1項の規定により契約金額から減額又は増額した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更し、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する。

（紛争の処理）

第4条 甲が代金の確定に必要な経費率を定めてから相当期間経過したにもかかわらず、代金の確定に係る甲乙間の協議が整わない場合は、甲は、第2条で計算した確定計算価格をもって代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

2 乙は、前項で確定した代金に不服がある場合は、他に付された契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。